

個人利用	月曜日、火曜日、木曜日、土曜日
専用利用	日曜日、水曜日、金曜日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、個人利用できる日又は専用利用できる日を変更することができる。

（利用許可の申請）

第8条 条例第9条の規定により武道館の利用許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 柔道場又は剣道場を専用利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第12条の規定による利用の中止の届出があったこと等により利用しようとする者がない柔道場又は剣道場を専用利用しようとする場合にあっては、申請期間経過後においても利用日まで申請することができる。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、条例別表の1の表に規定する午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内の時間においてそれぞれ当該各区分の時間に満たない時間の範囲内で柔道場又は剣道場を専用利用しようとする場合にあっては、利用日の1月前から利用日まで申請することができる。
- (4) 柔道場又は剣道場を個人利用しようとする場合にあっては、個人利用しようとする当日に申請することができる。

（専用利用許可書の交付）

第9条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可（専用利用の許可に限る。）をしたときは、原則として専用利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

（利用料金の減免申請等）

第10条 条例第14条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第8条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、専用利用に係る利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を申請者に交付しなければならない。

（利用料金の減免）

第11条 条例第14条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 利用料金の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
- (2) 指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合 利用料金の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
- (3) 障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。）が個人利用する場合 利用料金の全額

2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用中止届）

第12条 第8条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が施設等の利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金等の支払）

第13条 条例第12条に規定する利用料金及び条例第13条に規定する受講料は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。

（利用料金の返還）

第14条 条例第15条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第11条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第8条第1項の利用許可を取り消した場合 利用料金の全額
- (2) 利用者が、第12条の規定により、利用の中止を利用日の3日前までに指定管理者に届け出た場合 利用料金の全額
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認める場合 市長が認める額

（利用期間等の制限）

第15条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

（施設等の模様替え等）

第16条 条例第17条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に行わなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

（遵守事項）

第17条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用許可された以外の施設等を使用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。

- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 許可を受けずに備付けの備品を移動させないこと。
- (9) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (10) 騒音又は大声を発すること、暴力を用いること等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項
(管理上の入室)

第18条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことはできない。

(整理員の配置)

第19条 利用者のうち、施設の専用利用の許可を受けた者は、施設の専用利用に際し、武道館内外の秩序維持のため必要な整理員を置かなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認める場合はこの限りでない。

(損傷等の届出)

第20条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、文書により速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(利用後の点検)

第21条 利用者のうち、施設等の専用利用の許可を受けた者は、施設等の専用利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(委任)

第22条 この規則の実施に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第20号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第33号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第25号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

指定管理者指定書 川崎市指令 第 号 住所 名称 代表者の氏名 様 を川崎市武道館の指定管理者に指定しましたので、川崎市武道館条例施行規則第5条の規定により通知します。 年 月 日 川崎市長 印	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで